

2014年12月24日

## 紛争解決制度の改善と知財教育について

相澤英孝

## 1. 紛争解決制度の改善

## ① 課題の把握

現在の特許侵害訴訟は、米国だけではなく、ドイツに比べても、その件数が著しく少なく、フランスに比べても、少ないとされている。米国の制度の特異性に帰着できない日本の制度に由来する課題であることを示している。

最近では、日本企業で、米国あるいはドイツで、訴訟を提起する企業が少なくないといわれている。このことは、特許制度の空洞化を示している。

明治以来の先人の努力によって世界最高水準の信頼性の高い司法制度が形成されているにもかかわらず、日本の特許侵害訴訟制度不信ともいべき状況になっていることは、制度設計そのものに課題があると考えざるを得ない。

## ② 課題の解決に向けて

この課題は継続したものであり、早急に対応をしていかなければ、日本の特許制度の国際的信頼を損なう虞がある。

課題の解決のためには、米国、ドイツなどを見倣い、損害賠償額を侵害を抑制する水準とすること、無効審判制度と無効の抗弁を併存させないこと、証拠開示を充実させること、特許権付与後の請求の範囲の拡張を認めることなどの施策を取り入れるとともに、付与後、相当期間の特許権の分割を認めるなどの日本独自の新たな施策の実施なども進めていかなければならない。

また、審査・審判においても、特許権の権利行使を念頭においた広い概念の特許請求の範囲の記載を認めること、記載要件、補正、訂正などを厳格に解釈することによって、特許出願を拒絶し、特許権を無効とすることがないようにしなければならない。

## 2. 知財教育の改善

知財教育は、最初の推進計画から議論をされている重要な課題である。

これまで、セミナー、教材の開発などの普及啓発活動に向けた教育に力点が置かれていたのではないかと評価される。

専門教育の拡充のためには、その教育の基礎を形成する研究教育機関の整備が必要であり、政策研究大学院大学のような充実した研究教育機関を設立することが、今後の大きな発展の重要な要素となる。